

公益社団法人米沢有為会  
定款細則

第1条 公益社団法人米沢有為会（以下「本会」という。）に次の4部を置く

- (1) 総務部
- (2) 育英事業部
- (3) 文化広報部
- (4) 地域振興部

2 部には部長を置き、理事のうちから会長が委嘱する。

第2条 各部に参事を置く。

2 参事は20名以内とし、その任期は1ヵ年とする。

3 参事は前条の各部に分属しその事務を処理する。

第3条 本会に教育委員若干名を置く。

2 教育委員は理事会において会員中よりこれを選任しその任期は2ヵ年とする。

3 教育委員は育英上重要な事項を審議する。

第4条 本会に産業振興委員若干名を置く。

2 前条第2項の規定は産業振興委員に準用する。

3 産業振興委員は産業振興上重要な事項を審議する。

第5条 この法人に相談役を置くことができる。

2 相談役は、会員のうちから理事会の議決を経て総会において推挙する。

3 相談役は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第6条 会員の年会費は毎年7月末日までに納入するものとする。

2 会員それぞれの年会費は次のとおりとする。

正会員 7千円

賛助会員（個人） 3千円

賛助会員（団体） 1万円以上

第7条 新たに会員になろうとする者は本会員の紹介により書面を以て入会の申込をしなければならない。

第8条 地方支部役員の名称選定方法並びに任期は各支部の適宜としてこの規則は会長の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は昭和48年2月8日から施行する。

改正附則

1 改正後の規定は、平成15年6月21日から施行する。

1 改正後の規定は、平成18年6月17日から施行する。

1 この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年7月1日）から施行する。

1 改正後の規定は、平成25年8月26日から施行する。